

平成20年10月9日

制定

(目的及び趣旨)

第1条 この規程は、関西大学（以下「本学」という。）における教職課程の質的向上を図るとともに、教員免許状取得及び教職への就業等、教職を志望する本学学生等の支援を目的として、関西大学教育推進部規程第12条第2項の規定に基づき、教職支援センター（以下「センター」という。）について必要な事項を定めるものとする。

(業務)

第2条 センターは、前条の目的を達成するため、次の業務を行う。

- (1) 教職に関する科目の編成（科目の新設・変更・廃止、履修方法及びクラス編成等）及び担当者に関する事項
- (2) 教職課程認定申請手続等に関する事項
- (3) 教育実習に関する事項
- (4) 介護等体験に関する事項
- (5) 教員免許申請に関する事項
- (6) 教職に関する科目担当者会議に関する事項
- (7) 教員免許状更新講習に関する事項
- (8) 教員採用試験等、教員採用に係る就業支援に関する事項
- (9) 教職課程の自己点検・評価に関する事項
- (10) 教職課程に関する教育の改善を図るために必要な企画及び運営に関する事項
- (11) 教職課程に関する教育の改善を図るために必要な調査・研究に関する事項
- (12) その他センターの目的達成のために必要な事項

(組織)

第3条 センターの業務を遂行するため、次の委員会を置く。

- (1) センター委員会（以下「委員会」という。）
- (2) センター専門委員会（以下「専門委員会」という。）
- (3) センター自己点検・評価委員会（以下「自己点検・評価委員会」という。）

(構成)

第4条 センターに次の職員を置く。

- (1) センター長
- (2) 副センター長
- (3) センター専門委員（以下「専門委員」という。）
- (4) 事務職員

(センター長)

第5条 センター長は、センターを代表し、センターの業務を統括する。

- 2 センター長は、学長が本学専任教育職員のうちから理事会に推薦し、理事会が任命する。
- 3 センター長の任期は4年とし、再任を妨げない。
- 4 センター長が欠けたときは、補充しなければならない。この場合において、後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

(副センター長)

第6条 副センター長は、センター長を補佐し、センター長に事故があるときは、その職務を代行する。

- 2 副センター長は、学長が本学専任教育職員のうちから理事会に推薦し、理事会が任命する。
- 3 副センター長の任期は4年とし、再任を妨げない。
- 4 副センター長が欠けたときは、補充しなければならない。この場合において、後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

(専門委員)

第7条 専門委員は、第2条に規定する業務に従事する。

- 2 専門委員は、本学専任教育職員及び専任に準ずる教育職員のうちからセンター長が委嘱する。
- 3 専門委員の任期は2年とし、再任を妨げない。

(委員会)

第8条 委員会は、次の事項について協議・意思決定する。

- (1) センターの事業計画及び執行に関する事項
- (2) センターの実施事業に関する自己点検・評価
- (3) その他センターの運営に関する重要事項

2 委員会は、次の者をもって構成する。

- (1) センター長
- (2) 副センター長
- (3) 各学部から選出された専任教育職員 各1名
- (4) 教職及び教科に関する科目担当者のうちからセンター長が指名する専任教育職員
3名程度
- (5) 専門委員 2名
- (6) キャリアセンター主事又はキャリアデザイン担当主事 1名
- (7) 事務職員 1名

3 委員会に委員長及び副委員長を置く。

- 4 委員長はセンター長をもって充て、副委員長は副センター長をもって充てる。
- 5 第2項第1号及び第2号の委員の任期は、役職任期中とする。
- 6 第2項第3号から第7号までの委員の任期は2年とし、再任を妨げない。
- 7 委員会は、委員長が招集し、議長となる。
- 8 委員会は、委員の3分の2以上の出席をもって成立し、議事は、出席委員の3分の2以上の同意をもって決する。
- 9 第2項第3号に規定する委員が出席できないときは、当該学部の他の構成員の代理出席を認める。
- 10 委員会は、必要に応じて委員以外の者の出席を求め、意見を聴くことができる。
- 11 審議過程にある事案が、全学的に議論すべきものと判断される場合は、委員長の責任において教育推進委員会に付議するものとする。
- 12 審議決定した事案が、全学的に周知すべきものと判断される場合は、委員長の責任において教育推進委員会に報告するものとする。

(専門委員会)

第9条 専門委員会は、第2条に規定する業務の遂行に関する事項を審議する。

- 2 専門委員会は、第4条に規定する構成員で構成する。ただし、事務職員については、2名を限度とする。
- 3 専門委員会は、センター長が招集し、議長となる。

(自己点検・評価委員会)

第10条 自己点検・評価委員会は、第2条第9号に規定する業務を行う。

- 2 前項に規定する委員会の構成、運営等は、教職支援センター自己点検・評価委員会規程に定める。

(プロジェクト)

第11条 センターに、特定業務の遂行等に係る検討を行うため、委員会の議を経て、プロジェクトを置くことができる。

- 2 プロジェクトの構成員は、専門委員会の議を経て、センター長が任命する。
- 3 プロジェクトの代表は、検討結果を専門委員会に報告しなければならない。

(事務)

第12条 センターに関する事務は、教務事務グループが行う。

(その他)

第13条 この規程に定めるもののほか、センターの運営に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この規程は、平成20年10月1日から施行する。

附 則

この規程（改正）は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この規程（改正）は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この規程（改正）は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

1 この規程（改正）は、平成25年10月1日から施行する。

2 平成25年10月1日に任命されるセンター長及び副センター長の任期は、第5条第3項及び第6条第3項の規定にかかわらず、平成28年9月30日までとする。

附 則

この規程（改正）は、2019年10月1日から施行する。

附 則

この規程（改正）は、2022年4月1日から施行する。